

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月10日
【会社名】	第一中央汽船株式会社
【英訳名】	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 薬師寺 正和
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富二丁目14番4号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	理事 総務部長 村瀬 史人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富二丁目14番4号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	理事 総務部長 村瀬 史人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	D種種類株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年3月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年4月10日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該臨時報告書を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

<前略>

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月14日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月2日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月14日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月9日に関東財務局長に提出

11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月13日に関東財務局長に提出

12【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月21日に関東財務局長に提出

（訂正後）

< 前略 >

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月14日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月2日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月14日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月9日に関東財務局長に提出

11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月13日に関東財務局長に提出

12【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月21日に関東財務局長に提出

13【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月10日に関東財務局長に提出